

第4期茨城県有機農業推進計画

2026年(令和8年)3月

茨城県

目次

1	策定背景とねらい	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	本県の有機農業の現状と課題	3
	(1) 現状	
	(2) 課題	
	ア 生産面	
	イ 販売・流通面	
5	課題解決に向けた施策	10
	(1) 生産対策	
	(2) 販売・流通対策	
6	推進体制	11
7	本推進計画の達成目標	12

【参考資料】

- ・有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）
- ・食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）
- ・有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月）
- ・みどりの食料システム戦略（令和3年5月）
- ・茨城県食と農を守るための条例（令和6年3月）
- ・農林水産省「令和7年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」（令和8年3月）
- ・農林水産省大臣官房統計部「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査 有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）
- ・経済産業省「持続可能な物流の実現に向けた検討会」（2023年8月）

1 策定背景とねらい

- 輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢にも左右されにくい農業生産体制の確立に資するものです。
- 国においては令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、この中で、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進するとしており、2050年までに目指す姿のひとつとして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を2018年の0.5%（23,700ha）から25%（100万ha）に拡大することが示されております。
- 他方、我が国は急激な少子化と人口減少、超高齢化に直面しており、「2025年農林業センサス」（概数値）によると、本県における自営農業を主な仕事とする「基幹的農業従事者」は、2020年の前回調査と比べ約26%減少している状況にあります。
- このような状況下、「食材の宝庫」として日本のマーケットを支える本県農業を魅力ある産業として次の世代に確実に引き継いでいくためには、「茨城県食と農を守るための条例」に掲げる環境との調和に配慮した持続可能な農業を推進するとともに、「茨城農業の将来ビジョン」に掲げる「儲かる農業」の実現を目指し、有機農業に取り組む経営体の収益性を高めるための構造改革を進めていくことが必要です。
- このため、本県においては、環境負荷低減と高付加価値化の両立が期待できる有機農業に着目し、これまでに環境保全型農業直接支払交付金や、儲かる農業推進に係る県独自の施策を活用し、有機農業の拡大に努めてきました。

また、有機農業特有の技術的課題の解決に向けた研究開発及び普及活動を展開すると同時に、有機農産物としての表示・販売が認められるために必要であり、販路の確保や消費者の理解促進に資する第三者認証制度である有機JAS認証の取得を推進してきました。
- これらの取組により、本県の有機農業の取組面積は拡大傾向にありますが、今後、有機農業を更に拡大するためには、有機農業を取り巻く諸課題に適切に対応する必要があります。

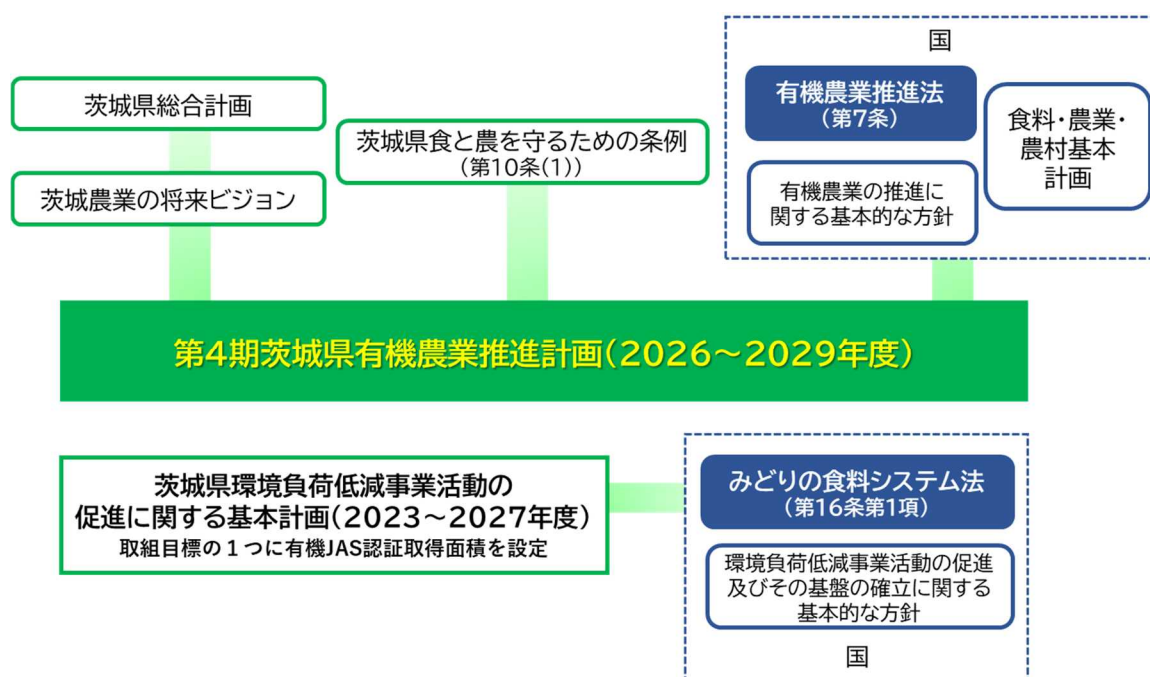
そこで、有機農産物の供給力向上と販路拡大を進め、「有機農業と言えば茨城」というポジションの確立を目指すため、第4期茨城県有機農業推進計画（以下、「推進

計画」という。)を策定し、生産者、市町村や関係団体、販売・流通業者や消費者団体等とともに積極的に推進します。

2 計画の位置づけ

本推進計画は、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づいて策定するものです。

また、「茨城県食と農を守るための条例」及び「茨城県総合計画」の分野別計画である「茨城農業の将来ビジョン」(2023年5月)に沿ったアクションプランとして運用します。



3 計画期間

- 2030年(令和12年)までを俯瞰し、2026年度(令和8年度)から2029年度(令和11年度)までの4年間を計画期間とします。
- ただし、本推進計画に掲げる目標の達成状況を毎年度確認し、PDC Aサイクルを回しながら検証することにより、必要があれば計画期間内であっても施策内容や目標について見直すものとします。

4 本県の有機農業の現状と課題

(1) 現状

- 本県においては、2006年（平成18年）12月に成立した「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）を踏まえ、2009年（平成21）年3月に第1期推進計画、2015年（平成27年）5月に第2期推進計画を策定し、県内各地域における有機農業に取り組む生産者や取組希望者を対象にした公開ほ場の設置や現地研修会の開催、国の環境保全型農業直接支払制度の活用促進などにより有機農業を推進してきました。
- 2019年（令和元年）からは、地理的条件では不利な中山間地の多い県北地域において、有機農業モデル団地の形成に取り組み始めたほか、2022年（令和4年）3月に策定した第3期推進計画においては、有機農産物の差別化に向け、有機JAS認証取得を推進目標に設定し、取組を進めてきました。
- これまでの有機農業取組面積の推移をみると、2013年度（平成25年度）の565haから2018年度（平成30年度）には790haにまで増加しましたが、環境保全型農業直接支払交付金において有機農業の取組が有機JASと同等の国際水準を求めるとともに要件が変更となった2020年度（令和2年度）に、一部の生産者が有機農業取組面積を縮小するなどにより、同年の値は689haと減少しました。2021年度（令和3年度）以降は再び増加傾向となり、2024年度（令和6年度）には932haまで拡大しています（表1）。
- しかしながら、耕地面積に対する有機農業取組面積の割合は、2023年度（令和5年度）に0.51%と、全国の0.8%（2023年度 農林水産省公表）を下回っています。

表1 2013年度（平成25年度）から2024年度（令和6年度）までの本県の有機農業取組面積*及び耕地面積に対する割合の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
有機農業取組面積(ha)	565	693	709	827	755	790
耕地面積(ha)	173,000	172,300	170,900	169,200	167,500	166,000
割合(%)	0.33	0.40	0.41	0.49	0.45	0.48

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
有機農業取組面積(ha)	785	689	776	797	815	932
耕地面積(ha)	164,600	163,600	162,300	160,700	159,400	158,300
割合(%)	0.48	0.42	0.48	0.50	0.51	0.59

※茨城県有機農業実態調査結果による各年度末時点の数値

- 他方、有機 JAS 認証取得面積は、2020 年度（令和 2 年度）以降年々増加し、2023 年度（令和 5 年度）には 422ha となり、全国第 7 位まで上昇しています（表 2）。また、有機 JAS 認証戸数は横ばい傾向であることから、1 戸当たりの有機 JAS 認証取得面積が拡大していると推測されます。

中でも、こまつな、ほうれんそう等の施設葉物野菜、にんじん等の露地野菜が普通畑で多く生産されています。

表2 2013年度（平成25年度）から2024年度（令和6年度）までの本県の有機 JAS 認証取得面積及び有機 JAS 認証戸数の推移

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
有機 JAS 認証取得面積(ha) (全国順位)	272 (12)	262 (11)	266 (11)	274 (11)	304 (7)	341 (6)
うち、普通畑	179	164	179	183	217	242
有機 JAS 認証戸数	135	125	123	113	108	108

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
有機 JAS 認証取得面積(ha) (全国順位)	283 (12)	296 (11)	321 (11)	351 (11)	422 (7)	-
うち、普通畑	205	223	241	273	323	-
有機 JAS 認証戸数	100	100	110	107	110	116

出典：農林水産省「国内における有機 JAS ほ場の面積」「県別有機認証事業者数」

○ 有機農産物の消費と価格の動向に関する国の調査では、有機食品市場規模は1,850億円（2017年）から2,766億円（2025年）に増え、週に1回以上有機食品を利用している消費者の割合は17.4%（2025年）となっています（図1）。

また、価格に関しては、普通栽培品と比較して、1割高までを希望する消費者が約45%、2～3割高なら購入を考えたいとする消費者が約28%、4～5割高以上でも購入したい消費者が約2%となっています。生産者においては、約65%が有機農産物等の販売価格について満足している状況にあります（図2・図3）。

■有機食品の購入頻度

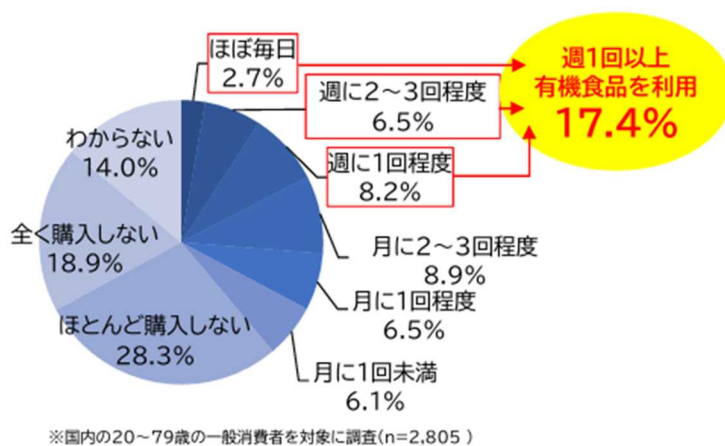


図1 有機食品の購入に関する消費者アンケート結果

出典：農林水産省「令和7年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」（令和8年3月）

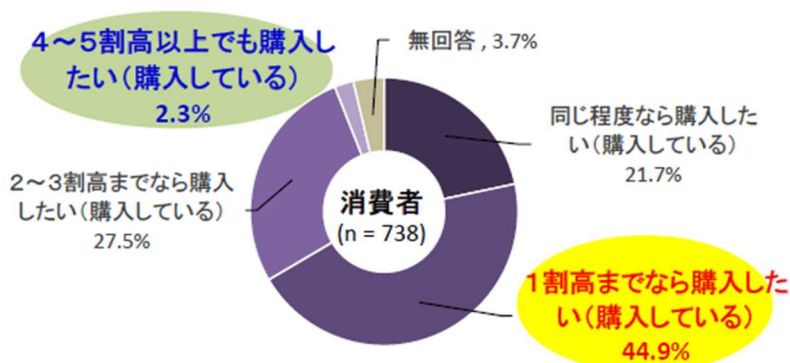


図2 オーガニック農産物等を購入する場合の価格（慣行栽培品との比較）

出典：農林水産省大臣官房統計部「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」

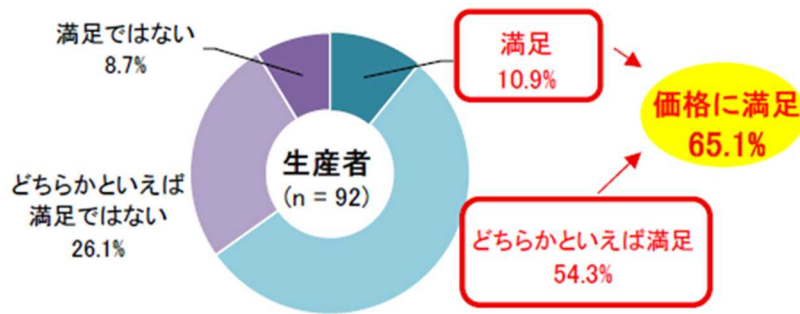


図3 生産者の有機農産物等の販売価格への満足度

出典：農林水産省大臣官房統計部「平成27年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」

○ 一方で、物流のサービス価格指数は2017年以降上昇傾向にあり、特に宅急便の価格の急騰が顕著になっています（図4）。

また、2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制等により、何も対策を行わなかった場合、農産物の業界においては、2019年比で最大32.5%の輸送能力不足が起こるとの試算もあり（図5）、農産物の売上に対する物流コストの割合が高まることが懸念されます。

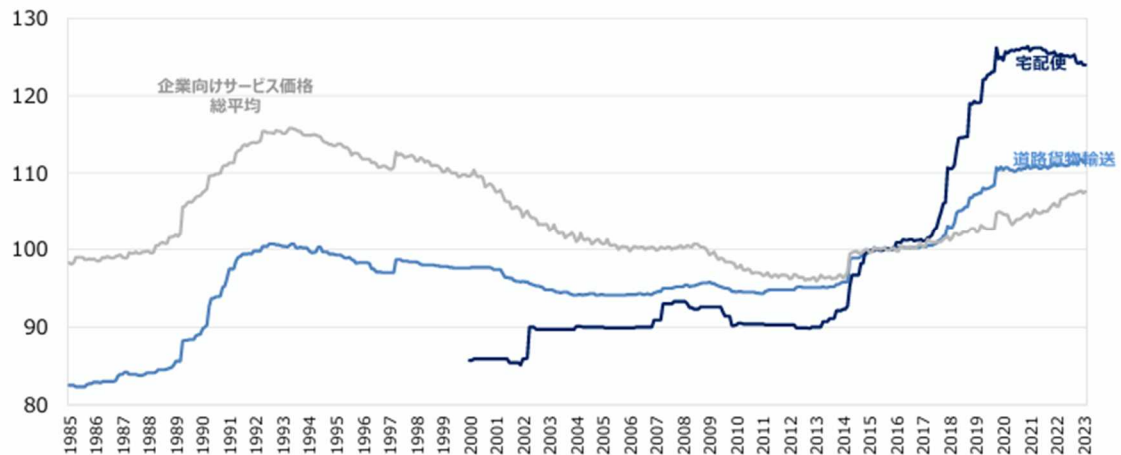


図4 道路貨物輸送・宅配便のサービス価格指数の推移

出典：日本銀行「企業向けサービス価格指数(2015年基準)」より経済産業省作成

○全体

不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）
14.2%（4.0億トン）

○発荷主別（抜粋）

業 界	不足する輸送能力割合
農産・水産品 出荷団体	32.5%
紙・パルプ (製造業)	12.1%
建設業、建材 (製造業)	10.1%
自動車、電気・機械・ 精密、金属 (製造業)	9.2%

○地域別（抜粋）

地 域	不足する輸送能力割合
中国	20.0%
九州	19.1%
関東	15.6%
中部	13.7%

図5 「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算
出典：株式会社NX総合研究所による試算

(2) 課題

(1)の現状を踏まえ、本県の有機農業を更に拡大するためには、以下の点が課題として挙げられることから、今後、課題解決に向けた施策を講じていく必要があります。

ア 生産面

- 有機農業を志向する新規就農者は毎年一定数いるが、新規就農者は栽培のノウハウや販路がないため、まずは、有機農業に取り組む農業法人に雇用就農するなどして栽培技術を習得するとともに、法人等の販路を活用させてもらうことで独立するケースが多い状況にあります。このため、新規生産者の育成・確保のためには、先進的な農業者の下での研修や就職斡旋などの機会を提供していく必要があります。
- 有機農業の規模拡大のためには、「有機農産物」としての表示販売が可能な有機 JAS 認証取得ほ場を増やしていくことが必要ですが、取得のためには化学合成農薬の飛散（ドリフト）・流入防止対策や播種又は植付け前2年以上の化学肥料や化学合成農薬の不使用などの作付けほ場条件が求められることから、休耕地や耕作放棄地等を含めた地域内外で条件を満たせる新たな農地を探す必要があります。
- 新たな農地においては、できるだけ早期に安定した収穫量と品質を確保するため、堆肥の施用を含めた土壌改良や施肥量の決定などほ場の栽培条件を整える必

要があります。施用する堆肥の確保に向けては、生産者が活用しやすい有機農業に適した堆肥に関する性質や生産状況について知見を集約することが重要です。

- 「有機農産物」の表示販売ができるのは、民間の登録認証機関が認証する有機 JAS 認証を取得したほ場での生産物のみですが、手続きが煩雑なこと、認証取得に費用がかかることなどの理由から、有機栽培を行っているにもかかわらず認証を取得していない生産者も多く、有機 JAS 認証取得面積が有機農業取組面積に占める割合は 51.8%（表 3）と全国の 63.2%（2023 年度 農林水産省公表）を下回っています。このため、有機農産物の生産拡大のためには、生産者が有機 JAS 認証を取得しやすい環境を整える必要があります。
- 有機栽培では、通常の栽培法と比べ、病虫害や雑草により収穫量や品質が不安定になりやすいため、特に慣行農業から有機農業に転換する際には、化学合成資材でなく、かつ病虫害防除効果の高い資材の活用や作業時間が短縮できる効率的な除草方法など、生産性向上のための技術を導入・普及する必要があります。
- 近年は、特に高温環境による収量や品質の低下、病虫害被害の増加等の影響が農業全体でみられることから、有機農業においても高温対策を講じる必要があります。
- 上述の課題に対応するためには、生産の実態を把握し、試験研究機関による技術の探索や栽培マニュアルの作成等に取り組む必要があります。さらに、栽培マニュアル等を活用して指導することができるように普及指導員や JA の営農指導員等の有機農業に対する理解と指導力の向上が求められます。

表 3 2013 年度（平成 25 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの本県の有機 JAS 認証取得面積割合*の推移 単位：%

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
有機農業取組面積に対する有機 JAS 認証取得面積の割合	48.1	37.8	37.5	33.1	40.3	43.2

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
有機農業取組面積に対する有機 JAS 認証取得面積の割合	36.1	43.0	41.4	44.0	51.8	-

*「国内における有機 JAS ほ場の面積（農水省）」より引用した茨城県の有機 JAS 認証取得面積を、本県の有機農業実態調査結果における有機農業取組面積で割ることにより算出。

イ 販売・流通面

- 有機 JAS 認証取得生産者は大手小売店や食材宅配サービス等との契約販売が中心で、取引先からは更なる品目数及び出荷量の増加と年間を通じた安定的な供給が求められていますが、アの生産面の課題で述べた要因から需要に十分応えられていない状況にあります。
- 一方、認証未取得生産者は作付面積が小さく、大ロットでの契約販売が難しいため、個人消費者を対象とした小ロットの宅配やインショップ、地元の農産物直売所、レストラン等への直接販売が多く、規模拡大につながらない状況にあります。
- 以上を踏まえると、有機 JAS 認証取得生産者に対しては、更なる規模拡大に向け、新たな農地や雇用の確保、省力化が可能な栽培技術の導入・普及を進める必要があります。他方、認証未取得生産者が新たな販路を確保しながら規模拡大を図るため、有機 JAS 認証を取得しやすい環境を構築する必要があります。
- また、取引先からの需要に応じた大ロットでの安定供給を行うために、例えば、生産者同士の連携による共同生産・共同出荷などの取組を進める必要があります。さらに、物流においては、特に小ロットの輸送時に宅急便を利用する 경우가多く、路線便等と比べてコストが割高となるため、より効率的な輸送方法に取り組む必要があります。
- 販売単価においては、有機 JAS マークが貼られた有機農産物は普通栽培品より高値で取引されており、一定の付加価値が市場で認められているものの、生産者においては、取引相手が納得でき、かつ自身の所得向上につながるような価格設定を行う必要があります。
- また、有機農業取組面積の拡大に伴い、生産量も増加することから、有機農産物のマーケットを広げるとともに、消費者に選ばれる産地となる必要があります。同時に、有機農産物の消費拡大のため、これまで以上に、より多くの実需者や消費者に向けて、普通栽培品と比較した栽培法や環境負荷軽減への寄与など、有機農産物の価値を発信する必要があります。
- 国においては、オーガニックビレッジなど全国の自治体に対して、学校給食での有機農産物の利用について呼びかけており、本県においては、これまでに約 1

割の4市町村が取り組み、今後も拡大が見込まれます。大手小売店や食材宅配サービス等との契約販売のほか、公共調達も併せて、有機農産物の消費拡大と理解の醸成を進める必要があります。

5 課題解決に向けた施策

(1) 生産対策

- 有機農業に取り組もうとする新規就農者が持続的かつ安定的に経営を実践できるよう（公社）茨城県農林振興公社に設置している茨城県就農相談センターをワンストップ窓口として、各農林事務所や市町村、JA等の農業団体により、有機農業に取り組む優れた経営体での研修や雇用就農などのマッチングを支援するほか、「栽培マニュアル・経営指標」の活用により定着を促します。また、自立経営や独立経営を目指す生産者に対しては、県農地中間管理機構、市町村や農業委員会による農地の紹介や必要となる機械・施設整備のための行政による補助事業や金融機関による融資などの活用を支援します。
- 生産者の規模拡大については、特に新規ほ場確保のため、耕作放棄地等を含めた新たな農地の紹介を行うとともに、早期に安定した収穫量と品質を確保できるよう土壌診断結果に基づく、堆肥等の資材による土壌改良や施肥指導、効果的な病害虫や雑草防除方法の研究・実証や先進事例紹介に取り組みます。
これらの推進に当たっては、県の試験研究機関や普及指導機関はもとより、県内の有機農業関係者により組織されるいばらき有機農業技術研究会、国の試験研究機関や教育機関などとも連携した活動により集中的な支援を行います。
- また、生産に必要な堆肥のうち、家畜ふん堆肥の調達に当たっては、流通コストだけでなく、地域資源循環の点からも可能な限り生産地周辺の畜産農家から調達できるよう、県内の畜産農家が生産する堆肥の種類や成分などをリスト化し、最適なものを生産者に紹介できる取組を推進します。
- さらに、近年の課題である高温対策については、高温環境に適応した栽培技術に関する試験研究や現地実証を強化するほか、高温耐性品種の導入や施肥・かん水方法の改善、作期の移動等の技術対策の徹底、栽培環境改善のための換気、遮光・遮熱、冷却の複数技術の導入など、被害軽減に向けた取組を推進します。

(2) 販売・流通対策

- 実需者の需要に対応するために必要となる有機 JAS 認証取得については、認証取得の拡大を促す施策を展開することにより推進します。
- また、消費者に選んでもらえる産地となるよう、有機 JAS 認証を取得した農産物のうち、外観品質や鮮度管理にこだわった農産物を県が認証し、店頭における情報発信等を通じて有機農産物の差別化を推進するとともに、販路拡大を支援します。
- 流通については、大手小売店や食材宅配サービス、さらには今後の展開が期待される外食産業や輸出向けに、大ロットでの安定出荷に対応できるよう、有機農業に取り組む県内の生産者や有機農産物を扱う県内外の流通・販売事業者等で組織するネットワークを活用し、有機 JAS 認証を取得した生産者同士による互いの販売ルートを活用した共同生産・共同出荷体制の検討などを進めます。
- 物流コストの削減に向けては、生産者、農業団体や販売・流通業者等と連携し、新たな流通ルートを開拓するなど、物流改善を図ります。
- また、小売店や飲食店等でのフェア開催や、有機農業に関する生産、消費の概要及び環境負荷低減の効果等の PR により、消費者の有機農産物に対する理解を促進します。さらに、学校給食や県内施設食堂等での有機農産物の活用に向けて、関係者への全国の取組情報の提供により、市町村での取組促進に努めます。

6 推進体制

県は、市町村や農業団体、食品事業者、消費者団体と連携して、以下のような体制で推進します。

- 「いばらきオーガニック推進ネットワーク」を県（農業技術課）が事務局となり設置し、生産、販売・流通、消費に係る各関係者が一堂に会し、互いの情報や認識の共有と理解の促進を図るとともに、一部会議として生産・実需サブネットワークを組織し、販路の拡大や商談機会の場として活用を図ります。
- 県（農業総合センター）が設置する有機農業技術推進チームが核となり、実証ほの設置や事例収集・マニュアル作成等により、県内各地域における生産技術の向上に取り組めます。

- 有機農業推進計画の策定に取り組む市町村の動きや今後の有機農業推進に係るオーガニックビレッジの創出等の国の動向を踏まえ、既に有機農業に取り組んでいる市町村や新たに取り組もうとする市町村に対して、オーガニックビレッジ宣言に伴う有機農業実施計画の策定を促します。
- 以上について、PDCA サイクルを回しながら、計画内容や施策の見直しを図るため、次項で掲げる目標達成に向けた進捗状況を確認するための調査を継続的に行います。

7 本推進計画の達成目標

5で掲げた各種施策の展開により、以下の3項目の目標達成を目指します。

- ① 耕地面積に占める有機農業取組面積割合の増加
- ② 有機 JAS 認証取得面積の拡大
- ③ 県の販路開拓支援により成約した有機農産物の取引件数の増加

表4 達成目標値

目標項目	2019年度※1 【参考】	2025年度 【現状値】※2	2029年度 【目標年】
① 耕地面積に占める有機農業取組面積の割合	0.48%	0.59% (2024)	1.0% (2028)
② 有機 JAS 認証取得面積	283ha	422ha (2023)	800ha (2027)
③ 県の販路開拓支援により成約した有機農産物の取引件数	-	26件 (2022～2025 累計)	40件 (2026～2029 累計)

※1 いばらきオーガニックステップアップ事業(2019～2025年度)の開始年度

※2 本推進計画策定時における最新値